

研究者の負担経費、消耗品及び保険について

国立研究開発法人海洋研究開発機構

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）船舶に搭載されている調査観測機器の運用保守及び船舶運航に係わる経費は、機構の予算で賄われておりますが、研究に係わる経費、乗下船経費及び調査観測機器（潜水調査船、無人探査機を除く）を使用した際に発生する消耗品並びに資機材運送費等は、原則として各研究者の負担となります。

調査観測を行う場合に必要となる経費、消耗品及び保険について以下に記します。

1. 研究者の負担経費

- (1) 調査観測の実施に際し、研究者が観測技術員の支援を希望する場合、若しくは観測技術員の支援が必要であると機構が判断した場合、その経費は研究者負担となります。
- (2) 大型持ち込み機器等の艀装及び艀装解除のために別途、重機や作業員の手配を要する場合、その経費は研究者の負担となります。また、大型持ち込み機器による調査観測において大規模な船舶の艀装替えが必要な場合、艀装解除する機器の解除経費についても研究者に要求する場合があります。
- (3) 研究者持込資機材及び研究者に貸し出す募集対象機器の輸送は研究者の手配・負担となります。
- (4) 研究者の乗下船経費（乗下船旅費、乗船中の食費、シーツ洗濯代等）は研究者負担となります。なお、研究者の都合により通船等を利用した乗下船を希望される場合の経費も研究者負担となります。
- (5) マルチチャンネル音波探査装置（MCS；可搬式含む）および海底地震計（OBS）を利用する際に発生する経費（輸送費、消耗品費、整備費、警戒船備船料等）は研究者負担となります。
- (6) その他研究に係わる経費（試料分析・解析等）は研究者負担となります。

2. 消耗品について

- (1) 下記の機器において、調査観測航海中に使用した消耗品については、同一年度内に同等品を使用数量分返納ください。参考として、各対象機器に必要な主な消耗品とその概算費用を以下に示します。

- ① 深海曳航調査システム（6,000m級「ディープ・トウ」カメラ）
約 40,000 円／航海（切離し装置用リチウムバッテリー他）
※但し、切離し装置を使用する場合に限る。

- ② シングルチャンネル音波探査装置（SCS）
約 350,000 円／エアガン 1 台（メンテナンスキット他）

③ 採泥関連機器

※実施回数が多い場合は在庫分で賄えない可能性がありますので、事前に研究者側で準備ください。

- a. 20m型及び 8m 型ピストンコアラー
約 120,000 円／回（インナーチューブ、ワイヤー他）
- b. マルチタイプ小型表層採泥器（3 本掛け）
約 36,000 円／回（アクリルパイプ他）

- c. ユーイング式採泥器
約 7,000 円／回（インナーチューブ他）
- d. マルチプルコアラー
約 50,000 円／回（アクリルパイプ他）
- e. 角型ドレッジ
約 70,000 円／回（リードワイヤー他）

- (2) 持ち帰り用の映像・データ記録媒体（DVD-R、CD-R など）、採泥・岩石サンプルの保管ケースは、すべて研究者側で準備ください。
- (3) XBT 及び XCTD については、「よこすか」・「かいいい」ではマルチビームによる測深調査等の音速補正のために使用する XBT プローブを用意しております。
- (4) その他観測機器（船舶常設機器等、観測技術員管理機器）を使用される場合に必要となる消耗品（薬品類、サンプル瓶、チューブ類、フィルター類、各種ガス、標準物質、ゾンデなど）は、すべて研究者側で用意・搭載をお願いいたします。

3. 保険について

- (1) 機構では乗船研究者や研究者持込資機材に対する保険付保はいたしません。また、本船搭載後も、航行中の船体動揺による転倒などによる研究者持込資機材の損傷や亡失に関しては、機構、運航会社及び本船乗組員はその責を負いかねます。不慮の災害・疾病等に備え、乗船研究者ご自身で判断のうえ必要な保険（旅行傷害保険、貨物保険、学生保険等）に加入されることを推奨します。
- (2) 募集対象機器に対しても基本的には保険を付保しておりません。使用及び輸送に際し発生した機器の損傷及び亡失については、使用研究者側の責務において現状回復もしくは同等品をもって返却をお願い致します。特に採泥機器等、亡失の危険性が高いものにつきましては、研究者側で保険を付保されることを推奨いたします。

例外として、「よこすか」・「かいいい」の搭載観測機器として、機構が海上貨物保険を通年で付保している機器は以下の通りです。

※この保険の適用範囲は、実施要領書に記載のある調査観測作業のみとなります。

【海上貨物保険を通年で付保している搭載観測機器】

- ① 「よこすか」
 - ・「よこすか」ディープ・トウ
 - ・シングルチャンネル反射法探査装置
- ② 「かいいい」
 - ・ストリーマーケーブル等

- (3) 現在、海底に設置する調査観測機器等を対象とした保険商品は存在しません。したがって、係留系や海底地震計など、海底に設置した調査観測機器等が海底ケーブルや漁業者等の漁具に損傷を与えた場合は、調査観測機器等を設置した研究者がその責を負うこととなります。調査観測機器等の海底設置に関してはこのようなリスクが存在することをご理解のう

え、研究課題の作成に関しては、参考 6「漁業の時期と海域について」を必ず熟読のうえ、漁業者等との競合を回避することをご留意ください。また、漁業者や海底ケーブル所有者との調整の結果、調査観測装置等の設置をお断りする場合がありますのでご了承ください。

以上